

第四十六回
国会

事務局側
常任委員
坂入長太郎君
会専門員

外務省條約
參事官
須之部量三君

農林省農林經濟局參事官
森本 修君

食糧庁業務
第二部長
中島 清明君

本日の会議に付した案件

外國為替及び外國貿易管理法及び外
 貨に関する法律の一部を改正する法

律案(內閣提出)

委員長（新谷實三郎君）　ただいまか
大蔵委員会を開会いたします。

外國為替及び外國貿易管理法及び外
 國に關する法律の一部を改正する法律

を議題といたします。

たします。質疑のある方は順次御登壇をお願いします。

急のため申し上げますが、本日出席
しております政府委員、説明員の方々

た、だいまは外務省の条約局参事官
之部君、大蔵省為替局長渡邊君、農

省經濟局參事官森本君、食糧庁業務
二部長中島君、通商産業省通商局次

大慈弥君、運輸省港灣局長比田君、
運輸省海運局次長澤君等であります。

成瀬幡治君 最初に、農林関係でお

、政府の国際収支の特に輸入で大きな量が、二狂つてきたわけであり

すが、その一つのものに砂糖の問題

昭和三十三年三月十三日
【参議院】

昭和三十三年三月十三日
【参議院】

騰貴をいたしまして、昨年の十月の終
わりから十一月ごろにかけましては、
ポンド当たり十二セントというような
相当高い水準に相なったのでございま
す。

そこで、これは先ほど国際的に砂糖
需給がタイトであると申し上げました
が、最近の国際砂糖理事会の発表によ
りまして、一九六四年の砂糖の供給
量は、これは輸出に向けられ得る供給
量は千四百五十二万トン、それに対し
まして輸入需要が千五百四十万トンで
ございます。差し引き約八十八万トン
の不足というような予測を発表いたし
ております。

そこで、国内の実は砂糖の価格につ
きまして、ただいま申し上げました
ような輸入価格の騰貴を反映いたしま
して、相当価格が上がってまいりまし
て、一番最近におきまして、一番高い
月で申し上げますと、昨年の十一月に
は、キロ当たりの卸売り価格でござい
ますが、百六十四円八十銭というよう
な水準にまで上がったわけでございます
。そこで当時政府といたしましては、
糖価の安定という面に対しまして、何
らか有効適切な手を打つべきである
というぐあいにならぬと考へまして、
三十八年の十月の二十二日に、経済企画庁が中心
になられました、糖価の安定対策とい
うものを定めたのでございます。

そこで、その内容といたしましては、
第一には、精製糖の輸入につきま
して、期間を限りまして三カ月の一応
期間内に通関できるものについて、こ
れをワクを、窓口をあげようというこ

とが第一点でございます。それから、第二点といたしましては、国内の精糖業者なりあるいは卸売り業者に對しまして、溶糖の不当な規制でございますとか、あるいは販売量を抑えるとか、そういういゝやくも消費者の迷惑になるような行爲はないようにという勸告をいたした点が第二点でございます。それから、第三点といたしまして、消費税の引き下げにつきまして検討するといふことが第三点でございます。この消費税につきましては、昨年の十二月の臨時国会で五円引き下げにつきまして法律の改正も御可決をいただきました、去年の十二月二十日から従来のキログラム当たり二十一円の消費税が十六円に引き下げられております。

その後、砂糖の価格につきましては、国際糖価もやや下向きでございます。一時は十二セントというような水準でございましたが、最近はおンド当たり七セント程度に下がっております。そうして国内糖価のほうも、いろいろな消費税の引き下げあるいは国際糖価がやや弱含みになった等の事情を反映いたしまして、最近ではキログラム当たり百三十七円程度に下がつてまいりました。やや安定した推移を示しております。なお、今後とも、国内の砂糖価格の動向等につきましては、これを十分注視いたしまして、今後とも異常な高騰等によつて消費者の迷惑にならないように、そのときに應じまして措置をいたしてまいりたいと、かように考へておる次第でございます。

一

○成瀬幡治君 国際的に砂糖が不足したというわけですが、そのよってくる原因、あるいはそういうようなことは、いまだ少し早くなるようなことはできませんでしようか。ぐっと上がってかち手を打ちになるというところでなく、何か一歩進めようというところ、しかも、これはF.A.でやっておるわけですね。ですから、そういうようなことについて、もっと早く手が打てないものか……

○説明員(中島清明君) A.A.です。

○成瀬幡治君 A.A.ですか。

○説明員(中島清明君) 実は去年の秋以降、特にこの一月ごろからや砂糖の価格は上がったのでありますが、去年の秋以降に特に非常な勢いで暴騰いたしましたのは、キューバで実はハリケーンがございまして、そのためにキューバ糖が約百万トン以上の減産というような情勢がわかりました。そのために特に砂糖の価格が上がったわけでございます。

なお、輸入の制度につきましては、八月三十一日からこれは自由化されまして、それまでは割り当て制でございましたが、それ以後は自由に入っておりますというところでございます。

なお、そのほかについて申し上げますのは、キューバの不作もございまして、最近では後進国等における生活水準の向上のために砂糖の需要が伸びておるといふようなことも原因であるように聞いております。

○成瀬幡治君 砂糖の問題については、私はこれで……

○天田勝正君 ちよつと、農林省の経済局の参事官来ておりますか……。同じ問題について、農林関係の立場から

お伺いしたいと存じます。それは政府はかねがね農畜産物についての自由化は国際競争力がついたものからやるところ、大体はそういう方向で来たところ、いまの砂糖の自由化につきましても、別段国内対策はとられないで、甘味資源二法もまだ通らない。本来は砂糖対策ができ、かつそれが実効をあげた、こういう時点において自由化するならば、これはわが国の産業に重大な影響を与えない、こうなると思ひます。ところが、砂糖の自由化については、さきに申し上げましたように、対策も樹立されておらないけれども、効果はむしろあがつておらないという時点に自由化した。それでも大混同が起ころなかつたというの、かかつて国際価格が高かつた、こういうささいなことで、決して農林省の施策よろしきを得た結果からじゃない。そこで、私はこの点は先般予算委員会においても質問したのでありますが、どうもわけのわからない答へが出されただけなんです。そこで、今後やはり従来農林省の言つてきた国際競争力をつけてからというこの線を堅持しながら、その観点で農林物資についても自由化のスケジュール、こういうものをきめなきやならぬと思ひます。そういう観点でスケジュールが明らかにあるならば、示していただきたい。

○説明員(森本修君) 前段の砂糖の自由化に関する御質問でございますが、従来から自由化をいたします方針として抽象的に言つてまいりましたのは、国際競争力があると思われるような品物、あるいは何らかの措置を講じれば国内の産業に悪影響が及ばないといつたような見込みのつくものというもので、

これからのことにつきましては、この前の委員会でも大臣から御説明を申し上げましたが、具体的なスケジュールはまだできていない段階でございます。

○天田勝正君 どうも私の指摘した点も、あなたが前提として答へられた点も、その点は一致しているんです。問題は、将来の戒めのために私は言つておるんです。それは、砂糖自由化の場合にやや対策に見込みがついたとおつしやるけれども、それは昨年の七月であります。昨年の七月、甘味資源も何も通つていない。いま現在でも通つていない。やや見込みどころか、さつぱりお先まつ暗だつた。それをおやりになつたんだ。それをおやりになつた、そうして当然に混乱が起るべきものが起らなかつた。というのは、キューバのほうであらしが吹いたというところなんだ。まさき風が吹いたらおけ屋がもうかる式のともでもない予測せざる事態があつたから、そこでい

いあんばいに農林省に非難が集中しなかつたというだけなんです。施策はゼロですよ、だれが考えたつて、時点的に考えたつて。これは、野党だから私が言うんじゃない。農林関係の委員だつたら、与党であろうと何であろうと、どうしたつてこういう結論になるんですよ。もしあの事態に、キューバのほうでハリケーンでえらく減産し、そ

のために糖価がつり上がった、そういう事態がないとすれば、いまも通産省のほうから言われたように、十二セントくらいに上がったことはあります。大体ここしばらくは三セント、せいぜい四セントだつた、これもそのとおも。もしそういう事態が続いたら、日本の甘味資源というものは壊滅ですよ。その見通しがまるでつかないときにおやりになつた。やつてしまつたのですから、この点幾ら繰り返してもしょうがない。

しかし、そのことはやはり遺憾であつたといふことでなければおかしいと思ひ、だれが考えても遺憾であるから、今後、まだきまつていないならきまつていないで、さようなことのないように競争力がつくように対策を立て、かつその実効があがつたときに、だんだんいたしていきまして、こういう答へでなければならぬと思ひます。どうですか。食糧庁の企画課長も来ておりますが、私はどなたでもないのですよ、扱つておるほうの人ならば、いかがですか。一貫しないのだよ、いままで言つてきたことが。

○説明員(森本修君) 砂糖のことにつきましては、先ほどお答えを申し上げましたように、当時の事情等いろいろございまして、ほほ対策を講ずるという政府として段階でございしたので、先ほどお答えしたようなことをいたしたわけでありまして、

に実施していくというふうに考えております。

○天田勝正君 どうも、私が立つといふと、変なことになるつてしまふのですが、大体遺憾なことは遺憾だつたと言へばいいじゃないかと思ひます。私自身も、過去に戻つてえらく追及するといふことよりは、こういう悪い例があるから、将来を戒めていきまして。そうでなければ、必ずどの部門かで日本の経済は混乱するわけですよ。そういう面から言つておるわけですよ。これは党派の別はどうであらうと、いま私が指摘したように、対策をややつて見通しなな、見通しは七月の時点ではなかつた。あるならば、どういふ見通しをつけどういふ対策を立てたのか知りた。ありつこありません。甘味資源二法だつて通過してない。ましてや、その実効があがつていないといふことは何人も言へない。見込みがないのですよ。だから、そのことはやはり遺憾であつた、将来はそれを戒めとしてさようなことをしないようにする、こうなればならぬと思ひますが、他の委員諸君に、私だけ質問をしていると迷惑になりますから、繰り返したくないのですよ。だけれども、けじめはやはりはつきりしてもらいたいと思ひます。どうですか。人をかえて聞きますか、甘味資源の対策を立てておられる業務第二部長はいかがお考えですか。

○説明員(中島清明君) 砂糖の自由化につきましては、ちよつと当時国際的に非常に砂糖の価格が、昨年八月ごろには非常に高い水準にございまして。そうして高い水準というものが当分続くであらうというような情勢があつたという事情が一つございまして、したが

大なる影響を及ぼすおそれは少ないのではないかと、当時開放経済体制へ移行するといふ要請が非常に強くございまして、どうも法案の通るのはあと先になるといふような事情はございまして、たけれども、法案につきましてもなるべくすみやかに国会でこれを御可決いただきますという期待もいたしまして、そうして自由化に踏み切りました。緊要、政府といたしまして、自由化

する場合にはあわせてとるべき措置とい
たしまして、甘味資源の法案をすみや
かに国会に提出をいたしまして、早急
に成立をはかる、あるいは法律がござ
いまでも、甘味資源作物のいわゆる
原料の価格等につきましては適切な
指導をいたすとか、なお消費者物価対
策を考慮して砂糖消費税の引き下げも
考えるというような、あわせてとるべ
き措置というよりなものも、その際に
閣議で御了解を願いました。その後、
昨年の臨時国会あるいは特別国会にお

○委員長(新谷實三郎君) それでは、労働大臣が出席されましたので、きのうに引き続いて労働大臣に対する質疑を行ないたいと思います。野々山君。

○野々山一三君 きのはどうもお互いに多少誤解もあったようですけれども、事を整理するために、あらためてきのうの問題に対しての政府の見解を聞きたいので、私が申し上げています焦点をひとつ正確に聞いておいてもらいたい。

OECDの三十五の各委員会及びそのほかに民間団体としてのTUAC、BIACというものがあって、いま問題にするのは、そのうちのTUAC、つまり労働組合諮問委員会とOECDの關係、それからOECDの条約、規約施行上持たれている秩序といいますが、そういうものからいいたしまして、必然的な結果としてOECD加盟の各国の労働団体はその諮問委員会に参加する結果になってくるのではないか。そういう性格を多分に持つておる。それが一つ。

おる。そこからいたしまして、日本がOECDに加盟することによって、日本の加盟国としての責任において、日本の政府が、そのT U A Cに日本の労働団体がつながりを持つこと、そして必然的な性格を持つておる、それに対して何らかの労働政策という政策意図が生まれはしないか。それについて一体労働大臣はどう考えるのかということ聞いたのであります。

で、あなたのお答えは、日本

がさらに伸びて、低開発国を十分に援助していきけるような国柄になるためには、OECD参加をし、同時にまた、その目的を達成するための諸活動に協力をして、そうしてその一分野である労働団体にもその目的達成のための協力を求めたい、こういふふうにあなた達は答えられた。それをさらに、いま二つの焦点を申し上げましたので、そこから出発をして、それをどういふふうにより具体化せられる準備構想、そういふものがあるのかということを開きたいのであります。

○国務大臣(大橋武夫君) 昨日は、準備不足のために十分なる答弁ができず、まことに申しわけない次第でございました。ただいまの御質問にお答えいたすわけでございますが、TUACCとOECDの關係について、まず申し上げます。

います。というのは、本来OECDの組織の中にそれが最初から含まれていないものではなく、OECDの成立に伴いまして、利害関係を有する使用者団体、また労働団体が、OECDに対して自分たちの意見聴取の機会を持つてもらいたい、また自分たちから自発的に意見を申し述べる機会をつくるようにしてもらいたいという希望がございまして、OECDにおきましても、それがために利害関係人が、使用者は使用者、労働団体は労働団体として、何

しましてもTUACに加盟することが
できるのでございまして、これはしか
し日本の労働組合を加盟させるという
義務が政府にあるわけではございませ
ん。これは日本の労働団体の自由であ
ることは、昨日申し上げたとおりでご
ざいます。

そこで、日本の労働団体が加盟する
について、TUACの代表として参加
するためには、OECDにおいて何か
資格制限、すなわちリストができてい

るのではないかと、という御質問でございますが、特にOECDがこのTUACCの代表となる団体を制限する、あるいは指定するという行為はないようでございます。ただ、TUACC自体が、OECDの発生がマーシャル・プランを契機としたしておりましたる関係上、マーシャル・プランに賛成しておりました国際的労働団体、すなわち国際自由労働あるいは国際キリスト教労働、こういうものがTUACCの重要なメンバーになっております関係上、その方面からこのTUACCの目的に照らして

きましても、甘味資源法を提出をいたしまして、なるべく早く御可決願うように努力してまいったわけでございますし、なお三十八年産の北海道のてん菜の取引価格等につきましても、法律はございましてしたけれども、行政上いろいろ指導いたしまして、生産者保護に遺憾のないように努力をしてまいったところでございます。

○天田勝正君　まあ開放体制下における農畜産物の問題は、また次の機会に質問いたしたいと存じます。いずれにしても、委員会の約束である労働大臣

第二に、この労働組合諮問委員会に選ばれる代表については、事務総長が主宰をした連絡委員会、これは関係理事会で四名の委員が選ばれるというふうになっておるようであります。それと、そのほか一人の事務総長の五名で構成する連絡委員会と、TUACの二十名のメンバーとの間に連絡会議を持つて、結果的にリストがきめられて、その連絡会議を通して諮問され、活動が始まり、その活動は、OECDの目的である経済成長と貿易拡大と低開発諸国の開発援助

それで、そのことが私の質問の焦点でないので、ちょっと補足をしておきたいのでありますが、私はその後、自由化体制と、つまりIMF入条国移行という問題と、OECD加盟ということ、つまりもつと深いいうならば、一九四八年のマーシャル・プランに出発をしたOECDであるということに事を寄せて考えてみると、必然的な結果として、労働政策及び賃金政策、貿易政策に及んでくるはずである、こういふふうに見えております。そこで、そのいふ前提となる、いま申し上げた点について

らかの機構をつくつてもらいたい、そうしてそこでまとめられた意見を自分たちとしては積極的にあるいは受け身形の形で聞いていきたいということになりまして、労働団体に對しては、現実に成立してゐる労働団体を対象にいたたしまして、それを労働諮問委員会という形で意見を聴取することになり、また使用者に對しましては、商業諮問委員会という形で意見を聴取することになり、これがB I A C及びT U A Cというものだそうでございます。

ていろいろ加盟についての話し合いがなされる。その場合に、いろいろ制限がTUACとしてできてくるということとはあるようでございます。しかし、これはOECDが制限をしたということではなく、TUAC自体の行動としてそういう制限が出てきておるように聞いておるのでございます。したがって、現在加盟各国の中でもこのTUACに代表を出していない国もあるように承っております。

日本がOECDの加盟国となり、日本の労働団体がTUACに関係すると

いうことについて、将来いろいろな労働政策の上に日本政府としての政治的な意図が生じてくるのではないかと、う点でございまして、これにつきましては、昨日も申し上げましたこと、今後日本がOECDの加盟国の一つとして、その使命を達成いたすという方向で日本の労働組合がTUACを通じてOECDの目的に協力していただくことを念願する以外には、特定の政治目的というものはそのほかには日本政府は持つておるわけではありません。

以上一応お答えを申し上げまして、なお御質問に対してお答えいたすようにいたしたいと思っております。

○野々山一三君 いまのお答えでさらにわかりにくいところがありますから、私の見方をまじえていただきたいと思います。

一つは、日本がOECDに加盟することによって、日本もTUACの加盟団体になり得ることが出来る。しかし、それは自由だ。したがって、政府として特定の意図をもってこれに処するつもりはないが、TUACを通してOECDの目的達成のために協力をしてもいい、こういうことです。そこでTUACを通してというところが実はポイントとなるのです。かつてだと言います、TUACに入ることを何でもないと。それがTUACを通してというところは、何をもらえて通すことができるか、お考えになるか。そこに必然的に政策的意図が出てくるというところ、これは私の少し推測かもしれないが、考えるのは当然のことだと。必ずそういう意図がそこから生まれてくる、こういうのは間違いないように

に思う。これは一つの私の意見になります。お答えいただきたい。

それから、資格制限というものをした覚えがない、するはずはない、またそういうものはないのだというのでありますが、実行行動というものは、事実行為というものをひとつあなたに申し上げて、あなたの見解を伺いたい。それは去年の四月最終のリストがきまったのでありますけれども、OECDの閣僚理事会において選任をされた人をもつてそのリストをきめるという決議が行なわれた。しかも、その前提として言われたことは、そのOECDの理事会と、あなたが別にかつてにできおつたといわれますTUACとの間に交渉が行なわれたのだけれどもというのであります。実はその前に相当の者を入れるかということでも難航したのであります。なぜ難航したか。

OECDの考え方としては、考え方とあえて申し上げるのであります。考え方としては、あなた自身も認めになりましたように、OECD加盟国のすべての労働団体はこのTUACに入り、それを通してOECDにその意見を述べ、またOECDの政策に諮問を受けるという地位を与える考え方をなつたのだけれども、全部にそれを認めるということにはなり切れなかった。その交渉が難航した。しかも、閣僚理事会という機関がありますが、その機関が、そこでやむを得ず四名の委員をきめて、事務総長が主宰をしてジョイント・コミッティーというものをつくって、TUACとの間にリストをきめるということになった。そういう事実関係がありますから、規約上とか条約の上でとかいうものによつて規

制があるとは私も強弁するつもりはない。しかし、事実上OECDの閣僚理事会、非常な比重の高い閣僚理事会において委員のメンバーがきめられて、リストがつくりあげられる作業が進められたということは、OECDが今日の国際社会における高級クラブだ、あえてあなた方は説明されるのであります。高級クラブであるだけに、そういうことを一々こまかく規約できめないで、政治的意図を持ってそれを分断をしてリストをつくつたというふうに考えるのは、私はあえて邪推ではない。そこで事実上その制限が加えられることになっていくことだと、私は見るのです。というよりなことになると、勢い次の問題に発展するのであります。

あなたは、TUACの中に入っていない労働団体の国もあると言われるけれども、確かに私もあるとき申し上げました。ポルトガルやスペインは、自由な国の労働団体ではない、自由な労働組合じゃないので、これは問題にしないのだというので、初めからリストから除外されておる、それが一つ。ユーゴスラビアというところろあたりは、これはあなたのことばをもつてすれば、当初からマーシャル・プランに協力しなかったのだからというゆえであります。これは正規模の構成員メンバーとしてのリストにあげられていない。これまたやはり一定の国際的意図、国際政治に対する一つの意図、あるいは国際経済に対する意図を持って事をなしておるということが明確に考えられる。それが第二の私の言い分であります。制限を、加盟に対

して制肘を加えるという結果をもたらしている、こう考える。

そういう事実からして、これはまあ規約じゃないと私も最初から申し上げておるのではありません。規約、規約じゃない規約、つまりOECDは、加盟国に対して勧告し意見を述べ、これをより高めていくことによつてOECDの目的を達成するということである、この主張する限り、その目的作業というものは非常に鋭角的に進められていくというふうに考えたい。考えない限り高級クラブとしての性格はまさに何にもなくなつて、お茶のみクラブになる。そんなものでは日本がえらく鐘と太鼓をたたいてOECDに加盟するということも、実は目的がなくなつてしまふ關係にあるというふうには私は見るのであります。申し上げた二つの事実というのから見まして、あなたのもう一回の御答弁を願いたい。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいまの御質問に対するお答えは、特に新しい点を申し上げることもないのでございしますが、ちょうど事務当局もきよら来ておりますので、まずOECDのTUACの機構等から、さらに詳しく御説明をさせていただきますと思ひます。

に、政策意図というものが非常に問題になるのでありますから、そんな事務当局に、何も機構を説明してもらわぬでも私はわかつておる。私の見方に対してあなたはどう考えるかということをお答えしてもらえたいわけでは、○国務大臣(大橋武夫君) 私どもは、日本がOECDに加盟し、また日本の労働団体がTUACに参加するということは、そのことが結局OECDの目的及び意図に対する日本の協力である、それ以外には格別の政策的な意図はないと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○野々山一三君 それはあまり子供だまして、日本のうちのことだけ言え、それで事が済むというのですけれども、もつと日本は重要な発言国としてこれに参加することになります。外国は外国の話、うちがうちの話というふうには、あなたは子供だましてみたくお考えになるようなあなたじゃないはずで。そんなちっぽけな労働政策をお持ちでは絶対にないと思ふ。もつと高い角度から、大所や高所からあなたは労働政策というものを考えになつておる。何もOECD加盟がそれだけの問題じゃないから、私もそれだけをとにかく言うつもりはないのですけれども、私のようなことが起こると思ふのです。すでに日本国内において二つのできごとが始まつておる、労働団体に對して。これは御承知のように、ICFTUを通して日本の労働団体に對してTUACに加盟することが望ましいという働きかけが起こつておる。そうなりますと、これは非常に飛躍した話に聞こえるかもしれませんが、勢い日本の

国内労働戦線に、AしからずんばBと、こういう道をたどらせるような労働者間の紛争が起こる、あるいは戦線に対立が起る現象をもたらすことになる、こう考えるのは当然のことである、それだけの議論すると労働問題になるから、私はつけ加えるのでありますが、その結果として、勢い国内の低賃金、長時間労働という問題、あるいは今日めぐつておる最賃に対する労働者の中における議論というものもまた、その中から必然的な結果として一つのポリシイが生まれてきて、それが対立的関係を生み出し、国内における低賃金体制というものを取り除く役目に実はマイナスの働きが起つておると私は見るのであります。そういうように因果関係は、すぐ国内の産業構造における、労働戦線における問題に結びついてくる関係を、OECD加盟というものは即それによって促進をされる要件を持つておる、これが一つ。

第二は、労働団体の中に、OECD加盟をめぐるTUACに対する体制を検討しなければならぬという動きが出てきて、これが即鈴木君が言つていた、この間から問題にしかけておるのですが、ICFTUとかWFTUという組合との関係を一そうこれは刺激して、ひいてはILOの舞台において、あるいはILO条約批准という問題についてまでこの政策意図が移りつつある、反映しつつあるというふうに感じられてならないのです。

あなたは、いや、それは外国のことだから、外国は外国、うちのことだから、にやらのことといつて、労働団体にやってにやらせるというふうには、ただ組織的關係だけを形式的にお考えのようです、いまのお話によると。けれども、いま申し上げた二つの事実をもつてしても、必然的な結果としてそういう影響が出てきておるのでありますから、ということが一つ、同時にまた、そういう関係にあるのだというところをあなたのほうもちゃんと計算に入れた労働政策というものがおありじゃないかという、非常にあなたのお答えしやすいように質問をしておるのであります、おありのほうであります。そのおありになるはずの考え方というものをひとつ知らしてもらいたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 御質問の御趣旨もよくわかりました。このOECD加盟に伴つて、特にTUACというものの過去において各加盟国の労働団体の加盟についてとってきた態度等に照らして、今後の日本の労働政策の発展についていかなる影響を予想しておるか、またいかなる影響をねらつておるかという御質問であるかと存じます。

私どもは、OECDへの加盟、したがつてまたTUACへの日本の労働団体の参加ということによりまして、日本の労働条件というものが漸次西欧的な水準に近づいていくべき方向をたどるであらうし、またそういう方向にすみやかに進んでいくであらうということとを意図いたしておるわけでございませう。したがつて、賃金の問題、労働時間の問題、あるいは雇用対策の問題、労働保険の問題、こういうたものにつままして、やはり各加盟国の水準に向かつて努力することに相なりますし、また努力することを当然国際的にも要請されるだらう、それが日本の労働行政の進歩発展に貢献してくれるものと期待をいたしておるわけでございませう。

○野々山一三君 じゃ、この問題についての権威をつけるために、ひとつこの問題については最後に質問いたしたすけれども、私が指摘をいたしましたように、事実行爲としてTUACのリストを閣僚理事会の決定において生まれたジョイント・コミティーのメンバーを通して加入を制限したようなことが行なわれたんです。今後日本が加盟して、閣僚理事会などいような主要な機関を通してそういう問題が起つた場合、日本政府としては一切そのことに対して直接、TUACに加盟せいかと、させるとかいうような意思表示はしないで、全く日本としては自由な立場においてそれを処置するといふふうに、今日、将来を通してあなたはお約束をここでされるということになるならば、この問題はここで一つの区切りをつけてもいい。

それから、第二の問題は、国内で申し上げたように、ICFTUの東京事務所を通して、あるいは労働四団体間でも加入のための作業が進められており、またこれはきのうの話ではBIAのほうでは相当なところに入りが行なわれていて私は見えていない。労働団体に對してはこ入れを一切しない、全く自由な立場において労働者は労働者の意思で事を始末する、まして、それが日本の労働戦線に、あるいは結果として最賃だとか、そういうたような問題にまで及んで困難が起ることは、一切国としてはそういうことをするつもりはない、こういうお約束をなさいますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 日本の国内の労働団体のTUACへの代表参加の問題につきましては、政府といたしましては、この問題に政府が積極的に介入いたす考えは全然ございせん。もちろん政府等が情報の収集その他に特別の便宜上の地位にございせんから、労働団体がTUAC等について特に情報を求めるというような場合において、手元にあります限り便宜上これを提示することは当然のサービスとして考えられますが、それ以上政府の意思によつて労働団体の参加、不参加を左右するといふような行動に出る考えは全然ございせん。

○野々山一三君 前段のほう少しぼけておるんで、私は確認の意味で申し上げておきますが、今後加盟したとして、閣僚理事会などを通して、ジョイント・コミティーを通して加入メンバーに對して規制が行なわれ、いまが第一ですが、次は第二の段階として日本もおそらく問題になると思ふんですが、日本も入るようになさうとやれ理事会で日本を入れるようなことをきめて、ジョイント・コミティーを通してTUACに申し入れをしうとか、そういうような意見が出て、それは全部断ると、こういうふうな立場で参加後も処置をする、こういうふうには先ほどの答を理解してよろしゅうございませう。

○国務大臣(大橋武夫君) 労働省といたしましては、国内の各労働団体に對しましては全く中立的な立場にあるわけでもございまして、したがつて、先ほども申し上げましたごとく、TUACへの参加、不参加について政府が積極的に関与する考えはございせん。ただ、OECD等におきまして、将来この問題について日本政府に対して何らかの依頼があらうした場合におきましても、あくまでもその立場を堅持いたしてまいるつもりでございませう。

○野々山一三君 それでは、その問題はこれで終わります。

第二の問題は、国内における長時間労働、低賃金、あるいは労働基本権などが、国際的水準から見れば相当以上におかれておる、こういうことが、大蔵大臣のことばをもつてするならば、IMF八条国に移行すること、それはようやく日本は成人式を終えるようなものだと、いふことばで表現をされた。ようやくそこまで来たんだが、なおなお問題がたかさんあるといふような意味を成人式が来たようなものだと、いふ言われたと思ふのであります。そこで、私はその低賃金ないしは非常に低い水準に置かれておる労働基本権というようなものが、八条国移行、開放経済体制というものに立ち向かつていくにあつて、一つの国際競争力において弱い部分だと、こゝろを感ずるを得ないのであります、その意味で次の問題についてどう見ておられるかというところをお伺いをいたしたのであります。

それは、一つは、去年の七月二十九日に、国際自由労連、ICFTUのベーカー書記長が、日本のILO条約八十七号問題に關連して声明発表した中に、OECDへの日本の加盟については基本的な国際労働法を無視することとは許されない旨を述べたおる。さらに、この問題に關連する国際舞台での議論のほう一つは、報告者の名前はちよつと忘れましたが、同じよ

うに報告として、「自由な団体交渉の
結果でない賃金についても、その公正
さを問題とすることも、自由な労働組
合運動の義務の中に十分含まれてお
るに思う。このことはつまり結社の
自由がなく団体交渉権のない国々の低
賃金は疑わしいものであり、労働組合
運動は貿易を取り扱う国際的諸機関に
対し公正な労働基準のためのいい行
動法典をつくり、その中によい行動の
前提条件として結社の自由、団体交渉
の自由、最低賃金というものが保障さ
れていない状態においてOECDに目

ているものと読み取る。理解するのである。重要な日本のOECD加盟に対して、障壁として思われるような国際機関の発言というものは、おそらくここだけだ。幸か不幸か、あなたが労働大臣をやっておられて、一番やり玉に上げられておる障壁があなたの所管に關するもので、あなたはこの障壁を取り除くためにどういう具体的な対策をお持ちなのか、どういう処置をするつもりなのかということを伺いをいたしたいのであります。それが一つであります。

本が置けるという。これは言を以て書かざるを得ない」という強い報告書を、先ほど指摘をした十五名のリストの中に加わっておる人間の公式な報告書として出されておるのであります。おそろしく御承知だろうと思ひます。そういうことは即諮問委員会を通して非常な大きな抵抗、日本の加盟に対して障壁的抵抗になつてあらわれてくるだろう。この障壁を取り除くということでは、国内的にいうならば、ようやく――まあ田中さんの言われるような成人に達したかどうか、私はまだ思ひませんけれども、ようやく世界のおとなの国々に処して日本が成人に達した状態でIMF八条国に移行し、自由化体制というものをもって、OECDの一員として入るということに対しては、日本はそういうものを取り除いていらつしやい、障壁を取り除いていらつしやい。その中で問題としておるのは、国際労働条約でいうならば、八十七号、九十八号、そうしてその結果である百五号、あるいは二十六号、せめてこれくらいのもものは取り除いて出ていらつしやい、こういうふうに言つ

でに指摘をしておきたいのでありますが、百十九のILO条約がいまある。その中で日本はわずかに二十四の条約をしか批准していないのですね。その中で一番根本的なものは、たくさんあるけれども、私は条約の第一号、つまり、工業的企業における労働時間と一日八時間かつ一週四十八時間に制限するという条約、二十六号の先ほど申し上げた最賃条約、四十七号の週四十時間に關する条約、五十二号の休暇に關する条約、もつというならば、農業に關する条約、もつというならば、農業に關する有給休暇に關する条約、百一号あるいは百二号の社会保障に關する条約あるいは商業及び事務所に關する週休に關する条約、あげてみれば、日本の國際經濟社会における一番ダンピングとして指摘をされる重要なポイントをなす労働条約は、一切と云つてはいくらいい、実は批准されていないといふふうに言わざるを得ないので、そろそろいう状態において、一体OECD加入、そうして自由化体制として指摘をされる障壁を取り除くというものに対して、あなたは一体どういふふうに考

えられるか。いま指摘をした条約そのものについても、あなたの考え方を聞きたいのであります。

私共第二の労働条件の切り抜いたつてお聞きをする意味を補足しておきたい。自由化によつて農業生産物といふものは非常な危殆におとしいられるという問題があることは、あなたも御承知のとおりであります。バターにしてしかり、あるいはトマト関係、乳製品なんかにしてしかりであります。あるいはサービスにおける賃金の値上がり、即コストの引き上げになら

りますけれども、あなたもきつて御承知であります。諸外国へ行つてみて、日曜日に商店があいている店が何軒あります。食いのを売っている店以外にはほとんど、食いのと飲みものを扱っている店以外にはほとんど店はあいていない。これはすべて労働条約を批准した条件のもとにおいて、なお国際競争にたえ得る経済基盤を持つてゐる。いま日本はそれがなかない。ない状態において、なおかつ、向こうから流れてくれば、すぐそれが日本経済に非常に影響をもたすから、完全な自由化というものができない、その弱体化改善ということにかんがみてみれば、一番柱になるその商店、農業の労働者の労働条件、生活の保障、労働者の最低賃金というものについて手を触れないで、事を始末していいということになれば、勢い自由化の中心の中において、開放経済体制の中において、日本の底辺にある農業、商店、中小企業の企業者と労働者は、そのしわをまるつきりかぶることになる。そういう観点から、あなたの所管

に關する因際労働條約のいま指摘をした
たよるな問題について、一つ一つあなた
はどいうふうなこれを取り除いて
いくかということについてのあなたの
考え方を聞きたい。

（國務大臣（片岡健吉）） 以上は、四件でございます。日本の批准いたしておりますのは二十四件でございます。まだまだ批准していかないのがたくさんあるわけでございます。中には、日本の特殊事情に、日本の国情に照らしまして、直ちに批准することがいかかと思われるよう

だいま御指摘になりましたような条約は、いずれもできるだけすみやかに批准をすることができれば、これに越したことはないと考えられるのでございます。ただいま労働省といたしましては、できるだけ批准すべきものは着々と批准していこう、こういう考えに立っておりますのでございます。基本的には、開放経済へ入るに際しまして、できるだけ国内の労働条件を国際水準に近づける、そうしてそれによってできるだけ基本的な条約は批准するという態度をとっておるわけでございます。

ますが、これは労働基本権の問題でございます。最も取り急ぎ批准を要するものでございます。すでに数年前から国会に提案いたしておりますが、この国会においてはぜひとも成立させたいと思っております次第でございます。

それから、労働省といたしまして、さしあたって具体的に準備に着手いたしておりますのは、一号条約及び二十六号条約でございます。御承知のとおり

り、一号条約はすでに半世紀になんなんとする古い条約であるにもかかわらず、まだ批准の運びに至っており

も、例外規定に多少の国内法とのそごごがあり、また、批准してない国もあるようでございますが、しかし、日本の現在の労働基準法の時間制限は、あまりにも野方図でございます。これは少なくとも西欧並みに近づけていく必要がある。もとより御指摘のようになりますが、日本の現状と問題もございますが、日本の現状と

いた批准も済まないのに、四十時間制の約の批准も済まないのは、これは前後の順序を云々するというのは、これは前後の順序をわきまをきまざる議論ではなからうか。まず、われわれとしては一号条約の批准に進むべきだ、こういう考えのの制限にすぎまして、真剣に討議を進めておるわけでございます。ちょうど本日基準審議会が開かれておりますので、労働省といたしましては、この問題につきまして審議会が議題として正式に取り上げ、これについて審議会の意見を答申してくださいるようお願いをいたしておるわけでございます。労働省といたしましては、これに基づきまして一号条約の批准に向かって具体的に新たなスタートをいたす考えでございます。

次に、二十六号条約でございますが、二十六号条約につきましては、現在の最低賃金法を制定いたしまする当時は、政府の説明といたしまして、二十六号条約を批准いたしまするために、現在の最低賃金法を制定するのだ、こういう説明でございました。しかし、

低賃金についての職権方式をなれさせていく必要があると存じまして、昨年最低賃金審議会の答申を求めまして、今後は業者間協定と並んで職権方式による最低賃金を普及させていきたい、

に二十六号条約につきましては、お述べになりましたと同様に、私どももすみやかに制度を整備し、批准に進む必要があると考えて、その方針で進んでおるわけでございます。

れるものだから、聞きにくいのですけれども、たとえばTUACは、日本のOEC D加盟というものについては、そういう障壁があるので、もう承認しませんと言っている。それを面

そのものの弱さについては私は別な面管の方から何うことにいたしますが、その一つの面を持つておる労働賃金、労働時間、そういうものに対する弱さというものをどう克服するのかという

企業がつぶれる、賃金は横ばい、そうして時間外労働がふえるという数字が出ています。その上昇率こそ、下のほうの若い高校卒業とか中学卒業の連中

の賃金は、多少それは上がっていることは、雇用市場の現状から見ればそれを認めざるを得ない。総体的に規模別に見ますと下がっている。こういう状態を打開していくことに對しては、労働省としてもやはり相當の客観性を持たなければならぬと思ふのです。先ほど最低賃金の問題であなたの意見を伺ひまして、よくわかりました。考え方としてはわかる。ポリシーとしてのそれがいい悪いということについては、私は必ずしもあなたの意見に賛成しないのですが、相當の底上げを積極的に政府はやるということをやらないければならぬ。業種間最低賃金という段階から飛躍的に伸びて前に進むという積極性が、たとえば最低賃金についてはなければならぬ。

あるいはこれはあなたの意見を伺ひたいのでありますけれども、たとえば年功序列型賃金、あるいは雇用関係、つまり労働力の移動ができない状態において縛られている日本の雇用関係といふものに対して改善するといふことが伴っていく。改善というよりは、むしろそれが可能になるような条件をつくり上げるという措置を講ずるといふことが、ひいては、そういう弱い面をてこ入れをして強めるということになるんじゃないかと思ふんです。そういうことについて、いまは相當の努力を果たしていかなければならぬ時期じゃないかと私は思ふのでありますけれども、あなたのお考えを聞いておきたい。

○国務大臣(大橋武夫君) その点は全く同感でございます。私も同様に思ひまして、中小企業を対象にいたしまして、特に実効ある最低賃金の支給をして、

はからなければならぬと思ひます。特に賃金全般の問題において抑制的な作用をいたしておりますもの、は、中高年齢層の取り扱いでございます。若年労働者に対しては、非常に求人が多いのでございますが、中高年齢者の就職は伸びていきません。この階層が賃金の水準の上昇に對してはマイナスの作用をいたしております。これにつきましまして、できるだけ職業訓練あるいは中高年齢者の就職対策を進めまして、これが有効な労働力として吸収されるという必要があると思ひます。こうした点が賃金の問題についてのポイントとして、ただいまわれわれが取り組んでいる問題でございます。

○野々山一三君 たとえば年功序列型とか、あるいはものが中心の雇用関係といふようなものは取り除くという立場で——あなたはそれがいわれる、何といひますか、中小企業の雇用関係及び低賃金の要素になつてゐるので、それを取り除くような手段なり細工な機会を得て取つていく、こういう考え方なんだといふふうにいまだあなたの御答弁を伺つておいたらいひんですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 特にいま中高年齢者の求職者が非常に多いといふこと、これに對して、労働市場においてできるだけすみやかに吸収されるような、そしてそれが相當の賃金で吸収されるような方法を講じたい、こう思つております。何と申しましても、全般的な中小企業の賃金水準というものは、新規卒業者の初級賃金が底になります。これは、ただいまのところ、急速な上昇過程をたどつております

が、これに對しまして、中高年以上になりますと、非常に上昇は鈍化したします。これはやはり中高年齢者の労働力が非常に市場に停滞している、そのために起こつておりますが、これをできるだけ吸収するような方策を考えたい。

なお、年功序列型の賃金形態の問題、これもやはり中高年齢者の就職の困難な原因の一つになるということも申すまでもございせん。これにつきましても、いろいろ検討の必要があるわけでございます。それにつきましまして、まだ労働省としては、おおよその方向の見当はつけておりますけれども、具体的な施策についてまだ考えはまとまつておりません。賃金研究会という機構を通じて、いま学識経験者に真剣な検討をお願いしてゐるところでございます。

○野々山一三君 一つだけ、この機会ですからあれしますが、どうも議論になつてしまつて、議論でなしに、あなたにすばり聞きたい。それはILOの問題にいたしましても、あるいは低賃金構造といふものを打開するための政策にいたしましても、ことばとしては早く批准をし、早くそのネックを取り除くといふふうに言われるのであります。だから、私もそのまゝ聞いておいてもいいと思ふのです。しかし、最近の、今月の四日ですか、経済閣僚懇談会で、ことしの春闘に對する賃金について政府の考え方を示されたのです。まあ多少閣僚間に意見の違ひがあつたようでありましても、大ざつぱり見れば、抑制をするという考え方である。

そこで、あなたの意見を私がきよう聞きたいのは、この間、経済企画庁の長官がこの委員会に出てきて答弁をされた中に、非常に大きなひっかかりを感じるところがあるので、あなたの所見を聞きたい。それは、春闘を前にして、政府として労使間の賃上げについて干渉するつもりはないのだけれども、公共企業体などの機関の職員については、政府が監督をしてゐるので、ものが言える立場にある。したがつて、政府としては春闘を前にして、公共企業体などの賃金の交渉が始められておる段階において、ことしは賃金は上げるべきではない、かくかくにすべきであるという立場でものを言つたのである、こういうのであります。つまり、経済企画庁長官の考え方一つに私が非常に危惧を感じるのは、公共企業体などの、あるいは公務員などの労働の払いについて話が進められておるけれども、直接政府が監督する立場にあるのであるから、政府はこれに對して賃金はかくかくすべきであるといふ見解を出すのはあたりまえである、こういうふうに行われたのでありますけれども、あなたは一体所管の大臣としてそういう考え方をとおりにするものでありましようか。そのところをひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 私は、賃金といふものは労使間の話し合いによつて自主的にきめられるべきものであつて、この労使の団体交渉できめられるべき賃金について、政府が政府の立場からどちらかの肩を持つような発言をするのはまずいと思ひます。ただ、しかし、一般的な問題として、物価政策といふような立場で賃金の水準が

かあるべきか、物価の水準がいかにあるべきか、こういう議論をすることは、これは當然なことだろふと思ふのでございます。が、しかし、これはどちらか抽象的にいへば簡単でございますが、先般の閣僚懇談会における論議は、個々の企業の賃金の問題ではございせん。ことに公共企業体などの賃金についてどうしようという問題ではなく、春闘によつて賃金が上がるものが物価に影響をおそれるという点に照らして賃金を押える方法があるのかないのか、こういう議論でございまして、結局のところ政府としては、物価の政策はともかく、現在の機構のもとにおいて政府が一方的に賃金を押えるというやうなことができないという結論になつたわけでございます。それについて御指摘があつたので、私はこの間の議論はそういう趣旨であつたと了解いたしております。

○野々山一三君 一般論として、物価が上がるから賃金を上げたくないとかどうとかという話そのものについて、私は、私は相當——相當といひますが、根本的に議論のあるところですよ。しかし、いまお伺ひした話は一般論ではなくて、この間、経済企画庁長官が、閣僚懇談会で賃金について議論をした際のことには触れて答弁をされて、公共企業体などについては政府が直接監督する立場にある機関であるので、そういうものに対して政府が規制の意思を発言することは當然のことである。そこで、政府としては、公共企業体などの賃金がことしの春闘の相場をきめる役割になるので、この賃金はできるだ

かあるべきか、物価の水準がいかにあるべきか、こういう議論をすることは、これは當然なことだろふと思ふのでございます。が、しかし、これはどちらか抽象的にいへば簡単でございますが、先般の閣僚懇談会における論議は、個々の企業の賃金の問題ではございせん。ことに公共企業体などの賃金についてどうしようという問題ではなく、春闘によつて賃金が上がるものが物価に影響をおそれるという点に照らして賃金を押える方法があるのかないのか、こういう議論でございまして、結局のところ政府としては、物価の政策はともかく、現在の機構のもとにおいて政府が一方的に賃金を押えるというやうなことができないという結論になつたわけでございます。それについて御指摘があつたので、私はこの間の議論はそういう趣旨であつたと了解いたしております。

け押えるべきであるという意見を述べたこと、こう答弁された。そこで、つまり公共企業体の賃金というより、それは政府が直接押えよう、引っぱりもすることができると、こういう認識が経済企画庁長官にあるし、おそらく閣僚懇談会の中の話は非常に正直に言われたのだと思う。正直に言われたのだと思うので、そのことは私はあれですけれども、根本的な労使関係のあり方として、春闘を前にして、政府関係の機関であるから国が抑制という具体的なことについて意見も述べることができるといふ考え方は、あなたはそれをとられるかとれないかということ、です。そういう質問のしかたに賛意です。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のとおり、公共企業体の賃金の問題は現在交渉中でございまして、しかもそれが国交を打ち切つて公労委の調停にかかつておる段階でございまして。そうして公労委は性格的に労使、すなわち政府に対して中立的な立場にあるわけでございますから、そういう際に政府としてこれについて賃金を抑制するといふようなことは公式の発言としては好ましくないこととかならうか、慎重すべきではなからうか、そのように私は立場上考えておるのであります。

○野々山一三君 あなたは当然そう言われることだと思ひますけれども、とにかくここで、この委員会、政府関係機関のものについては、政府が直接監督をしておるものであるから、それに対して賃金のあり方について政府が一致した見解としてそれを述べることは当然のことである、というふうに言

われたことについては、いまのあなたの答弁とはまるっきり違ふ。つまり、政府が労使関係に対して直接口ばしを入れる、特に公共企業体などについてはそれはあたりまえのことであるといふ考え方をとおしておるんだと、こういうことになりまして、これはたいへんなこととあります。いまのあなたの答弁からいって、まず政府は少なくとも国会の機関でそういうことを言われたことに對して取り消す——はつきり、それは正しくないことだ、まずは取り消すといふことからはじめなければいけないこととあり、所管大臣としてそれを内外に明らかにする義務があると思ふのです。宮澤さんのやつたことをあなたに文句を言つたつたことがないけれども、それはあなた所管大臣だから、当然所管大臣として、そういうことがも言われたとすれば間違ひだ、労使関係の賃金についてはもう全く労使の自主的な解決に当たらせるべきものであり、労働委員会なりそういう機関が事を処してゐるのだから、もうこれに對して一切政府としては政府関係機関の労使関係であらうとも口ばしを入れるべきでない、こういう見解を明らかにされないと困りますね、これは、さうでしよう。いかがですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 先ほど、私は、政府関係機関を監督する政府の立場といふことでなく、ただいまの私の立場、すなわち労働大臣としての立場からものを申したのでございまして。政府には、労働大臣としての労使間に対する中立の立場と同時に、特に三公五現につきましても、経営者としての立場があるわけでございます。しかし、これは労働法上は公社、公団ある

いは現業の理事者というものが完全に代表するたてまになつておるわけでありまして。ただ、しかし、御承知のように三公五現におきましては、国会の議決を経た予算によつてすべての支出を拘束されておるもので、団体交渉等における使用者側の譲歩し得る限度といふものが一応予算にあるわけでございます。これを越える場合におきましては、当然財政当局であるところの大蔵大臣の了解を得なければならぬという事実上の制約があるわけでございます。したがって、そういう意味において、三公五現が団体交渉において組合側にかゝる回答をするかといふことは、交渉段階におきましては常に政府内部で協議されるのでございまして、その協議に際しましては、いろいろな政府の立場からいろいろな意見が出ることは十分にあり得ることとございまして、先般の閣僚懇談会の議論というものは、これは政府が外部に発表するための意見をつくり上げたものではなく、いかに考えるかといういろいろな議論の過程においていろいろの意見を各大臣が述べ合つたというのでございまして、これがいいとか悪いとかいふことになりまして、こうした閣僚間の話し合いといふものが全然でないくなるのじやなからうか。いろいろな意見が出、それをいろいろな立場で議論しながら、政府としての一つのまとまつた見解をつくり上げていくということが大事だと思ひます。

○野々山一三君 あなた、正直に政府内部の話を、政府がそういうことをやるのはあたりまえだといふような意味を正直に言われたことは私はよくわかるのです。わかり過ぎるほどわかるけ

れども、しかし、この話は、労使関係のあり方をここで議論するつもりで私は言つておるのじやないので、終わりにしますけれども、いやしくも労使関係を扱う所管の大臣として、それが公機関であらうと、民間の団体であらうと、特に公機関であるから、交渉の最中であらうともかくあるべきであるといふようなことを言うのはあたりまえだといふ考え方を持つたら、労使関係といふものは成り立たない。私は公労法十六条なり、地公労法の取り扱いについても、予算上、資金上の問題については、あなたが言われたことには私自身別の見解を持っております。それはあとの話です。仲裁裁定なりなんなりが出てからの処理の話です。それが交渉の段階でやつてもあたりまえだといふことになると、それでは一体調停委員会なんかはどうなりますか。おそれく調停委員会なり仲裁委員会にあなたは権威を持たして、ここで十分やつていらつしやるのだから、私がくちばしを入れるべきものでない、政府機関がその段階において押えるべきものであるといふことをもし言つたら誤りである、私はこの機関を信頼しますと、きょうお答えになつてくれさすれば、この話はすぐ済んでしまふ。それがあたりの話だ。私はさう思う。そのことをお伺ひして、正直に——おれたちは実はいつでもそういうことを押えることになるのだといふ話をされると、これは労働法そのもののあり方について根本的な大議論をしなければならぬことになつてしまふので、別の機会にやりますが、これは改めていただきます。

○国務大臣(大橋武夫君) ちょっといまのはとんでもない誤解でございまして、私は政府の立場としては、こういう調停のさなかに、そういうことを政府の行動として発表することは慎むべきだといふことを、先ほど申し上げたとおりでございまして。それで、宮澤さんの言われたことについてどうだと言われますから、そこで、先般は、閣僚の懇談会でございまして、政府としての正式の行動ではございせん。これは政府として、いかなる行動に出るべきか、あるいは出るべからざるかといふことを議論する過程において、各閣僚がいろいろな意見を述べ合ふことは、これは当然のことではなからうか。その結果、この間の閣僚懇談会におきましては何らの行動に出ないということに落ちついたのでございまして、私はこれで何にも差しつかえないのじやないか、かように考えておるわけでありまして。ひとつ御了解をいただきます。

○野々山一三君 そりやつて言われるなら、私はもう一べん聞くのですが、宮澤さんはこの間の委員会、一般のことについては政府としてできるだけ慎重にすることになったが、せめて相場をきめる三公五現業について、政府は、かあるべきである、賃金は上げべきでない、こういうことを政府として発言するのはあたりまえのことである。何も閣僚懇談会の中での話をしたのじやない。この委員会ではそれはあたりまえのことであるといふ発言をされたことについて私は問題にして、あなたの所見を聞いておる。そのことだつてよくないことでは。そこからは取り除いてもらうということでない

と、いまのあなたの補足された真意だつて聞けないことになりす。そのことについてお答えいただきたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 私は、宮澤さんが、閣僚懇談会におけるいろいろな議論は当然のことである、こう言われたのかと思ひまして、これは私も当然のことであると思ひますと申し上げたのであります。しかし、いろいろな官庁によつて立場がございすが、私どもはあくまでも具体的な労働紛争に際して政府が一方的な立場から意見を述べることは適当でない、これはどうして公労委という機関の、国として公労委という機関の権限に属しておるのでございすから、公労委にどこまでもまかせるべきだと、こう思ひます。それに対して当委員会における宮澤国務大臣の発言はどうかと言われますが、私もその発言の前後の経過、その他詳しくございせんので、ここで私の意見を申し上げるわけには参りません。十分にまた速記録その他を調査いたして、その上で考えをきめたいと思つております。

○野々山一三君 もうそれじゃ、それはしようがないので、いま私が言つたようなことであらば一言つたようなことであらばというか、宮澤さんはそういうふうなことはあたりまえだと言われたのですが、宮澤さんが言つた言わないということよりも、本来あるべきこと、あるべき筋道というものについて、労働大臣としてはどう思ひますか、労働大臣としてどう思ひますか、その立場を貫いていくことが今日の事態に対して無用な議論を避けることになる。根本的な問題については私は別な意見を持つておりますけれども、それは別として、無用な議論を避けることになるから、ぜひとも自主的に、特に春闘もこれからあふらが乗つてこうという段階でありますから、全体としてさうな刺激的な発言は一切今後慎しんでいくという立場を貫いてもらいたいというのを最後に申し上げておきたいと思ひます。

まだほかにも質問がありますけれども、少し議論めいたことになつて時間を食ひましたので、別な機会に私は議論をしたいと思ひますが、ただごく散発的になりましてけれども、私はどうも自由化体制というものを進めていくにあつて、いつも議論になる焦点といふものは、国際収支の問題、日本の産業基盤の弱さ、そして国際労働基準といふものから見て、日本の労働、産業といふもの、労働者の置かれてゐる条件なり雇用市場の状態といふものは非常に立ちおくれておる。このまゝいくなれば自由化、国際競争といふものは激しくなつてくればくるほど、その与える影響は非常に激しいものになつてくるという私は心配をする。先ほどの議論の中でも、どうもぼくははつきりいたしません。ぜひともこういう時期を機会にそういうネットワークになつてゐるものを取り除くための処置を積極的にかつ勇氣をもつてやられるというようにしてもらいたいといふことを、ひとつ注文つけておきたい。それで、ほんとうはもつとこまかく議論をして、あなたとその認識について渡り合つた上で締めくくりをしたと、こう思つたのでありますけれども、それでは済みません。特に要望をつけて質問を終わつておきたい。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいまの御結論につきまして、私もしく同感でございす。努力いたします。

○鈴木市蔵君 時間がなくなりまして、これはなかなか具体的に質問してゐることができないのは非常に残念に思ひますけれども、いわゆる政府は開放経済体制に移行すると言つておられます。その開放経済といふのはわかりませんが、その開放といふことですね、この体制とは一体何をさすのか、制度的な問題、あるいは機構的な問題、なかなかたいへんなことだと思ひます。ですから、この開放経済体制、その全体をあなたに聞いてゐない、この開放経済体制といわれているものの中の労働政策、これはおそろく私は根幹をなすだろつと思ひます。よく政府は、国際収支の問題が、これが乗り切れるかどうかがかぎだといふようなことを言つてゐますけれども、事実はむしろ労働問題のほうがほんとうだと、むしろかぎは労働問題だと、これはおそろく腹の中ではそう思つておられるだろつと思ひます。この開放経済大なかぎをなしてゐる。この開放経済体制といわれるものの中における労働政策、このことについてアウトラインでけつこうです、ひとつお述べ願ひたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 開放経済に相なりますと、結局、生産の面におきましては国際競争が不可避でございす。したがひまして、すべての競争ができるだけ同じ条件のもとに行なわれなければならぬといふふうな思想があらりますので、やはり諸外国におきましては、日本の生産条件について少なくとも国際水準の充足を要求いたして

くるだろつと思ひます。したがひまして、労働条件につきましても、日本の労働条件が国際水準に比して著しく劣悪なる場合においては、その劣悪なる労働条件を武器としての日本のいわゆるソーシャル・ダンピングといふものに対抗していかなければならぬといふことに相なりますので、これを避けるためには、日本としても国際労働水準よりのおくれを一日も早く回復するよう前向きな姿勢をとらなければならぬと思ひます。さうなわけ、労働基本権の問題につきましても、労働時間、賃金、あるいはまた休日、あるいは労働保険、安全、あらゆる面におきまして、労働基準を国際水準に近づけ、そして日本の労働条件を改善する真摯な努力が要請される、かように考えております。

したがつて、今後の労働政策は急速にその方向に進むべきものではなからうか、こう考える次第でございす。

○鈴木市蔵君 それはあなたの希望の観測なのか、それとも労働大臣としての一種の、何といひますか、労働者向けの発言なのか知りませんが、そんなものじゃないと思ひます。これは日本がOECDに加盟するといふことは、これは国際的な経団連です。ね、日経連も含めた、そういうものに入ることになるので、日本の労働条件の改善をOECDが日本に勧告してくるだろつなどというやうな甘つちやろいことは事実とも反してゐます。六一年の十二月にこの条約が制定されてから、六二年、六三年、過去二カ年間のこの加盟国におけるところの労働事情はどのようなものになつたであらうか、この事実について御承知ならばひとつお知らせを願ひたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 先ほど申し上げましたのは、単なる希望的観測でもなく、また労働者向けのPRといふものでもございせん。この問題については労働者向けのPRをする必要は私は認めておりません。申し上げました趣旨は、労働者として、当然に進むべき方向、また進むための努力をしなげればならぬという固い決意を申し上げたわけでございます。

○鈴木市蔵君 前段はあなたの御意見として承つておきます。あなたがさういふ決意を持つていてやられるということは、それ自身けつこうかもしれせんけれども、事態はさういふことを許さない。おそろく、あなたのそのお考えなり態度なりで進んでいつたら、これは別な意味で苦境に立つたろつということが予言されます。このOECDが一九六二年にイギリスの賃金ストツプを非常に高く評価して、そのような報告を出して、OECDが加盟の各国に対してさういふ方向でいくべきであるといふことを、さういふつまり勧告、あるいはまたそれを閣僚理事会で取り上げて共同声明を出したといふ事実などがありますが、あなた御存じですか。

○国務大臣(大橋武夫君) そのことはまだ聞いておりません。

○鈴木市蔵君 そのことは聞いてゐない、非常に重要なことなんです。ね、それで、もし聞いてゐないといふれば、その勧告に基づいていかにすべきかという問題について、イギリスは、イギリスのつまりTUCのウッドコック書記長が参加しておつたんですけ

れども、去年の九月、TUCの大会で
大問題になりまして、そうして四百二
十八万対三百九十万という票によつ
て、このイギリスの賃金ストップ政策
を支持するより一切のそのいり勧告
については、いかなる形のものといえ
ども拒否して戦うということが決定を
されておる。そういう決議が去年の九
月のTUCの大会で定められておる。

それからまた、フランスにおける事
実、フランスが六三年の三月、OECD
の第四作業部会だったというふうに記
憶しておりますが、年次審査を受け
て、コスト・インフレが進行中である
というので、賃金の抑制の趣旨を盛つ
た勧告が出てきた。そのときにドゴー
ル政府が一体どういう態度をとった
か、御承知でありますか。

○国務大臣(大橋武夫君) イギリス、
ドイツ、フランスなどいろいろ、労
働政策はその国の労働事情に即応して
やっておりますのでございしますが、
日本の労働政策といたしましては、先
ほど来申し上げましたごとく、賃金そ
の他の労働条件をできるだけ改善し、
そして西欧並みの労働基準をすみや
かに実現することを目標としなければ
ならないと考えております。

○鈴木市蔵君 大臣、ずいぶん甘いで
すよ。OECDに加盟すれば引き返す
ことはできない。IMF八条国になる
というふうなことの持つていた位置づ
けは、日本の国の問題は日本だけでや
るといふわけにはいきかねるのです。
非常に強い形で押しつけてきます。そ
れで、大臣は具体的にフランスで一九六
三年の九月ドゴールがこの勧告に対し
てどういう処置をとったかも御存じな
いらしい。大臣でなくともけつこうで

すが、労働省の方の中でそのときの事
情を知っておられる方があつたら、
ちよつと答弁してください。

○政府委員(大宮五郎君) OECD
は、先生御承知のように、プロブレ
ム・オブ・ライジング・プライス及び
ポリシー・オブ・フォア・プライス・スタ
ビリゼーションという報告が出ており
まして、その各国がやはりそういう線
でひとつ政策をやったほうが望ましい
というふうな趣旨の報告になっておる
わけでございますが、しかしながら、
各国ともなかなか物価あるいは賃金そ
の他労働事情等につきましては、歴史
的に、またその他いろいろな特殊事
情がございまして、非常に慎重な態度
をとっております。また、慎重な態度
をとる中にも、イギリスのやり方、あ
るいはフランスのやり方、あるいはド
イツのやり方、さらにはオランダの
やり方等それぞれ相違があるわけでござ
いしますが、それらはすべてその国の
経済の実情のみならず労働組合その他
社会情勢を考慮してそれぞれの国の判
断において独自のことをやっておるわ
けでございますが、しかしながら、ド
ゴールの場合につきましても、フラン
スでは最低賃金あるいは国家公務員の
給与といふものを通じて何かやろうと
いう形で最近では進んでおるわけ
でございますが、しかし、これも経済
情勢あるいは組合等との関係でなかな
か複雑な問題がございまして、その辺
のところは各国ともそう無理をしない
で慎重にやつていこうという方向に進
みつつあるのではないかと存じます。

○鈴木市蔵君 そんな抽象的なこと
は、労働学校へ行つていような組合
員だつて知つていますよ。OECDに

参加をして、いまいやうにOECDの
労働諮問委員会にどうのこうのする
と、さつき野々山委員の質問に
もあつたやうなそういう事態を迎えて
おきながら、この二カ年間に於けるイ
ギリスやフランスにおける労働の
運動がその問題をめぐつてどうい
うような激突をしたかという事実を、
はつきりあなたは把握もしていないよ
うですね。それでどうしてこんな
OECDに参加するといふやうな大
それたことができるか。フランスにお
いてはドゴールは一九六三年の九月に
安定計画を出したけれども、この安定
計画に對するところの中心の問題は
どこにきたかといつたら、さつき同僚
議員が質問したやうに、国有部門にお
ける賃金のストップといふことですね。
日本でいへば公共企業体等労働関係法
に關係するところの部門におけるこ
ろの賃金ストップを中心にして出たも
のであります。物価の安定と賃金の抑
制といふ問題で出た。そのときにフラ
ンスではFO、労働者の力、それから
CFTCやカトリックの關係の労働組
合——もちろんフランス総同盟のCG
Tは参加しておりませんけれども、こ
の参加しておつたフランスの、つまり
物価の安定第四次計画の委員会に参
加しておつたFOやCFTCのやうな組
合でさえも、一斉に脱退した。それは
御承知のやうに、十一月から十二月に
かけてこの国鉄労働者を先頭として三
十四時間のストライキが起きて、つい
にドゴールの安定計画が実現すること
ができなかつたといふ事実がある。先
ほど述べたやうに、イギリスのTUC
の大会でもこの書記長のウッドコック
の報告は圧倒的な多数によつて否決さ

れた。こつちやうに、OECDがそ
の國に、加盟國に向かつて権力的な勸
誘をしてきて、あつたやうに、こつち
なさいと言つたところは、みんな失
敗している。OECDの労働政策はこ
とごとく失敗している。これからは失
敗するだらう。失敗することは當然で
す、労働者は反撃いたしますから。だ
から、そういうものだ。

それだけではない。これはいみじく
もさつき大橋労働大臣も言いましたけ
れども、このOECDの前身は、御承
知のやうに、マニシャル・プランの計
画を受け入れるかどうかといふことで
始まつたもので、若干その歴史的な経
過において労働大臣は誤解があるやう
でございすけれども、何もOECD
でございすわけではない。むしろこれはあ
てきたものではない。むしろこれはあ
とからできて、実質はマニシャル・プ
ランを受け入れるかどうかといつたと
きに、御承知のやうに、一九四八年か
ら一九四九年にかけての世界労働が大
論争をやつて分裂した、マニシャル・
プランを受け入れ、国際自由労働とい
うのはそのあとでできた。私は当時ち
やうど世界労働の評議員をやつており
ます。だから、そういう事実から見
て、この前身であるところのマニシャル・
プランの受け入れ、それからOECD
の発展してきた事実を見ると、これは
もう世界の労働運動においては分裂機
関である。せつかくさうして彼らが囁
り物入りで入れた労働組合も、たとえ
ばフランスのFOやカトリック系の労
働組合も、このドゴールの安定計画に
反発してこれから飛び出してしまつた
といふやうな、そういう状況であつた。
この分裂主義的なOECDの性格は今

後も変わつてこないだらう。こつち
の野々山委員からも質問のあつたやう
に、これについて日本の労働組合が諸
問委員会に加盟することを、陰に陽に
支持するかのやうなことは、これはほ
んとくに慎むべきだと思ひます。そ
ういふことのないやうに、ぜひひとつ、
先ほどあなたもおつちやつたやうに、
あくまでもそれはひとつ労働組合の自
由な立場で参加するかどうかを決定
するのだといふ、この原則を堅持し
ただきたい。これは私の希望ですか
ら……

それから、ちよつと質問を変へま
すけれども、こつちの日米合同委員会
だと思ひます。そのときにワッツ長官
は、労働政策の虎の巻を、かつつぎ
ですが、虎の巻的なものを大橋労働大
臣に話をしてたかのようなことを伝聞し
てゐるのでありますが、お聞きになつ
たことはありますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 労働政策の
虎の巻といふものがあるのかないのか
知りませんが、ワッツ長官とお話をい
たしましたのは、二日目の午前約一時
間でございます。食事をしながらいら
ういふ話をいたしましたのでございま
す。さうしたその虎の巻的なお話は当
時話題にのぼりませんでした。

○鈴木市蔵君 それは虎の巻的なこと
は話題にのぼらなかつたといふこと
は、日本の労働運動についてはこれは
幸いです。いわゆる一國の経済政策に
ついて、労働組合を諮問委員会的な形
で参加させようではないかといふ傾向
は、いまいわゆる発達した資本主義國
における労働政策の一種の何といいま

すか、一貫した、あるいはOECD自身が目指している一貫した政策です。こういうふうに私たちは考えております。で、そういう点で、日本においても政府の政策に労働組合を協力させるように、何らかの形の、つまり委員会的なものを、イギリスの例をあげれば、国民経済発展会議だとか、いみじくもイギリスもいつていますよ、国民所得委員会だとか、こういうものに労働組合を参加させることによって、労働者もこの政策に一部の責任を持つていくのだという、そういう方向でいくべきものだという話をワーツ長官があなたにされたということを承っておりますが、御存じありませんか。

○国務大臣(大橋武夫) そういふことは私がかねてから承知をいたしておりました。特にワーツさんから伺ったことではございません。

○鈴木市蔵君 それでは、時間がありませんので、最後にこれで質問を終わりますけれども、このOECDの加盟は必ずや日本の労働組合運動に分裂の要因をいまいちもつと激しく持ち込んでくるようになるだろう、また政府が介入をしてくるようになるだろう。これはまた、OECDの年次審査とか、年次報告とか、勧告とかという形をとってやってくるだろうと思っております。その場合に、先ほどの大臣の話にもありましたけれども、労使の問題はあくまでも労使の団体交渉を基本的なたてまえとしてやるべきこととおっしゃいましたね。この立場を堅持して、どこまでも堅持していくということについて、ここでひとつ言明をしていただきたいと思います。非常に重大なことです。

○国務大臣(大橋武夫) ILO八十七号の精神からかんがみましても、労働組合というものは自主的に運営されるべきものでございまして、その行動については使用者団体が干渉することができないと同様、政府としては干渉すべき事柄ではございません。それ自体が不当な行為であると思えます。したがって、労働省をいたしましては、OECD加盟の有無にかかわらず、労働運動の自主性というものをどこまでも擁護することが自己の使命であると考えております。

○鈴木市蔵君 質問終わります。

○木村福八郎君 労働大臣に二つだけ質問いたしたいのですが、それは、この間の経済閣僚懇談会でですね、物価問題について、これは私は新聞で承知したのですが、物価と賃金の問題について話し合いが行なわれたのです。そのときに経済企画庁長官の御発言と労働大臣の御発言との間に食い違いがあるというのを新聞で見ましたのですが、前に一べん私は労働大臣に御質問したことがあるのですが、賃金インフレとかコスト・インフレの問題ですね、この問題は日本のいまの現状に当てはまらぬということ、労働大臣は前に御答弁になったことがあるのですが、最近国際収支もかなり悪化している、あるいはまた物価も上がっている、この国際収支の赤字の増大を防ぐというところ、消費者物価の値上がりを押える、そのために賃金をやはり押えておいて、物価値上りの原因は賃金の上昇にあるという考え方が一方にあるわけですが、これに対して、労働大臣、この際、物価と賃金との関係に

ついての御所見を明らかにしていただきたいというところが一つ。

それから、もう一つは、賃金につきましても、こういう物価がどんどん上がってくる、そうして通貨の国内価値が低下してくる場合に、賃金というものを対して労働大臣はどういうふうにお考えですか。労働基準法に、賃金は通貨で全部直接労働者に支払わなければならないというふうに規定してありますが、賃金を通貨で払う場合、何かここに実質賃金という考え方が、これをやはり何か織り込む必要があるんじゃないかと思うのです。ただ通貨で払うというのと、どんなインフレになった場合これは非常に名目的な賃金になるのです。これは賃金を規定する場合、何か労働大臣は実質賃金というところをもっと明らかにするような賃金の規定のしかたですね、これができないものかどうか。私はどうしても必要だと思っております。スライド制をね、理論的に私は必要だと思っておりますけれども、それがスライドをやった場合、またこれが所得がふえる、それがまた物価値上りの原因になって悪循環を来たすという、そういう議論もあるわけですね。しかし、労働組合の中で一時スライド制をとった例も、日本においてもありますし、諸外国においてはかなりあるのです。ですから、外国にもかなりあるのですから、日本でもそういうあれを取り上げてやる必要があるんじゃないか。公務員なんか一番気の毒なんです。しかし、それを個々の企業の団体協約の中にそういうものを入れるのがいいのか、あるいは労働基準法の中で賃金を規定する場合に実質賃金の規定を何らかの形でやったは

うがいいのではないか。何かこれまでに、三年間六割以上消費者物価がどんどん上がっている場合に、労働者としてこれに対して何か手放ししているというところは私はずいぶん不思議ではないかと思うのですがね。

この二点について伺いたい。

○国務大臣(大橋武夫) まずいわけ賃金インフレあるいはコスト・インフレの問題でございしますが、最近における賃金の上昇というものは、従来相対的に賃金の低かった中小企業、サービス業において顕著になっております。これは経済成長に伴う需要に見合った労働力を確保するためには避けることのできない結果でございまして、また、このことが賃金格差の是正という観点から申しましても、労働行政上はむしろ望ましい方向に進みつつあるというのが私も労働省としての考えなのでございします。もちろん、中小企業、サービス業における賃金の異常な上昇が、この方面における生産あるいはサービスのコストを引き上げる作用を持つものであることは、これは否定することはできません。しかし、そのゆえをもつてこの賃金の上昇を抑えるというところに相なりますと、それらの関係の産業における必要な労働力の調達を不可能にし、企業としての運営をかえって混乱をさせる結果になるわけではございません。いわばこの賃金の上昇というものが日本の経済成長に伴う構造的なものであって、どうもやむを得ないのではないかと。したがって、もしこれによるところのコスト高を引き下げるといふことを考えると、たしなましたらば、それは賃金の面ではなく、生産率を上げる、あるいは過

剰サービスを再検討するとか、そういった他の面においてコストの引き下げを考えていくべき問題ではなからうか。そういう方面において価格政策の努力をすべきもので、賃金に責任を負わせて他の努力を怠るというところは、これは本末転倒した結果になりはしないかというふうに考えておるわけなのであります。

それから、次のスライド制の問題でございしますが、これにつきまして、御指摘のとおり、各国に団体協約によってそういう実例もございしますし、わが国においてもそういう実例があったのでございします。しかし、労働基準法によってそういう制度を確立しておるというものは、世界の労働界でもまだないようございします。もちろん、日本の物価の上昇は世界各国に比べて異常ではないか、異常なところには異常な制度も必要だろうという考え方もあり得るかもしれませんが、しかし、私どもはいたしましては、まだそこまでの考えを、法律でもって定めるといふまでの考えを持っておりません。

○木村福八郎君 後段の御答弁ですが、ね、なるほど賃金だけについて物価と調整を考えると、これは、これは賃権債務全体の問題になるわけですね。ですから、これはもつと総合的な立場で考えなければならぬ。やはり賃金については労使間の団体協約ですか。そういうものでやるのが適当であるように思いますし、大体労働大臣の御意見がいいのではないかと、いうように思っています。

しかし、ただ前段の御答弁につきましては、これも労働大臣のお考え方は

たしなましたらば、それは賃金の面ではなく、生産率を上げる、あるいは過剰サービスを再検討するとか、そういった他の面においてコストの引き下げを考えていくべき問題ではなからうか。そういう方面において価格政策の努力をすべきもので、賃金に責任を負わせて他の努力を怠るというところは、これは本末転倒した結果になりはしないかというふうに考えておるわけなのであります。

妥当だとは思いますが、政府としてはどうなんでしょうか、どうも労働大臣は少数意見のように見えるんです、新聞等を見ますと、閣僚懇談会ではどういふうな大体意見に落ちついたんですか。労働大臣は少数意見で、やはりコスト・インフレ的な考え方、それによつて所得政策とかガイド・ライン政策をやれ、とる必要があるという意見が支配的になって、大政府の賃金と物価に関する考え方、政策は所得政策的な方向に向いていくのかどうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 先般の経済閣僚懇談会におきましては、物価対策に強力な施策を必要とする現状におきまして春闘等によつて大幅な賃上げが行なわれるという事は非常に困つた問題である、何らかの方法はないものかという事でございまして、それに對しては、先ほど私の申し述べましたような、この賃金の上昇というものは全般が同じような足取りで上がつておるのではなく、むしろ中小企業、サービス業等、従来特に賃金の低かつた部分が上がつておるわけでありまして、西歐の一部の諸国におきましては完全雇用がすでに国内で成り立つておりました、したがつて、労働組合の力による賃上げの実現ということがかなり強くなつてきておる。そういうところにおいては、政府と労働組合、あるいは使用者を含みまして、話し合いによつてお手やわらかにお願いする、組合に對して、そういうことも処置として考え得るけれども、日本の現在の賃上げの実情は、労働組合の力を持つておる大企業の賃上げよりは、むしろ組織のない中小企業、サービス業などのほうが大きい。したがつて、現状のもの

とにおいては賃上げの力になつておるのは、組合の力というよりは、現実的には労働力を必要とするむしろ使用者の立場が賃上げの推進力になつておるような状況で、こういう状況のもとにおいて賃金引き上げの抑制というよりなことがかりに行なわれたとすれば、それは非常な労働の需給関係を混乱させることの原因になりはしないかという事を私としては申し述べたわけでございます。結局、政府としてこの際特別な行動に出る段階ではないという結論に落ちついたわけでございます、少数意見とか多数意見というよりなものはなく、結局そういう話し合いになつただけのことでございます。

○木村福八郎君 これで終わります、政府は労働使間できめるべき賃金に對して何か干渉し介入するような印象を私は持つてゐるものですから、そういうことは好ましくないと思うのです、最後にその点について労働大臣にお伺いしまして、私の質問は終わります。

○国務大臣(大橋武夫君) その点、私も全く同感でございます、ことにただいま春闘のまっ最中でございまして、労働省といつたしましては、賃金問題について特別な発言を極力抑制することになつております。また、政府全般といつたしまして、注意いたしてゐる次第でございます。

○委員長(新谷貢三郎君) 労働大臣に對する質疑はこの程度でとめて置きます。次に、この際、先般の委員会におきまして答弁を留保せられました点につきまして、外務当局から発言を求めら

れておりますので、これを許します。

○説明員(須之部三三君) 先日新聞に伝えられました商法の改正の問題につきまして、事実を承知しておりませんでしたので、調査の上回答を申し上げようと思つたところ、さつそく主管官庁でございまして法務省のほうに問ひ合せてみたわけでございますが、法務省の法制審議会の商法部会におきましてこの問題を検討してゐるのは事実だ、それでございまして、法務省といつたしましては、まだ何ら具体的な成案を得ていない、したがつて外務省のほうにも何ら具体的にないし示す何物もないという話でございまして、外務省として具体的に確定的な意見を申し上げる立場にないことを御了承賜わりたいと存する次第でございます。

ただ、あるいは御質問の趣旨が、具体的な問題を離れて、一般的にどうなんだらうかという点の御質問かとも思ひますので、その点、ほんとうに一般論といたしましてどんな点が問題となり得るだらうかという点だけを、御参考に申し上げたいと思つてございまして、結局、かりに新聞紙上に伝えられますようなことが考えられてゐるといたしまして、日米通商航海条約のどこにぶつかるか、抵触するかと申しますと、おそらく第七条の株式の取得に関する内国民待遇の点だらうと思ひます。その場合に、条約上の内国民待遇というのは具体的にどうなんだらうかという問題がまず第一に出てくるわけでございますが、この点、通例の考え方は、国内法制上国籍による内外人の差別を行なわれないというのは、つまり法制上

における無差別待遇というのは内国民待遇であるというのが、通例的の考え方と存する次第でございます。したが

りまして、もし国内法制上それ自体によりまして国籍差別を行ないますれば条約違反は明白なことでございますが、そうでなくて、内外人は差別しない、ある程度その残されたところを契約自由の分野に残すということになりまする場合に、文理解釈上内国民待遇となるかならないかという点は、一応文理解釈としてはならないという解釈も可能なのではないかと、いろいろな感じもいたすわけでございます。ところが、ただ問題は必ずしもそればかりではない、いろいろな氣もいたしまして、他方、たとえばでございますが、日米通商航海条約もございまして、外国人がたとえは住居のために家を借りる、内国民待遇を持つておるというよりな場合には、だれも外国人には貸さない、現実には全然そういう住居もできないということになるれば、またこれは別の見地からやはり問題にされるべき事態であらうと思つたわけでございます、かかる両面の点が考慮すべき点であらうと思つたわけでございます、具体的には、一応成案ができました、その運用方針等も一応はつきりしましてから、総合的に検討いたしたいと思つたわけでございますが、問題はかように考える次第でございます。

○木村福八郎君 そすると、一般論として、結論的には、こういう株式の譲渡制限をもしやつたとしたら、商法の改正でやつたとしたら、内国民待遇にならないという御意見ですね。

○説明員(須之部三三君) 内国民待遇であるわけでございます。つまり、法

制上何らそれ自体は區別しておらないわけでございます。

○木村福八郎君 だつて、外国の資本に對してそういう差別をするわけですよ。

○説明員(須之部三三君) したがいて、その点は先ほど申し上げましたとおり、具体的にどういふ改正の案がでさるかによりますと、その点判断のしようもないわけでございますが、先ほど申しましたとおり、法制上は全然内外人を區別しないで、それでそこを契約の自由にかかすという形式に徹底してかかる以上は、文理解釈上は内国民待遇にならない可能性もあり得るということをお願いしたわけでございます。

○木村福八郎君 それでしたら、また質問する必要もないわけですよ。ですから、問題は、いま考えられてゐるのは、今度の自由化に移行するにあたりまして、いままで転換社債とかあるいは米國預託証券などによつて、企業の中に占める外資の率が高くなつてゐるところで、外資法自体で押えられれば問題ではないのです。ところが、外資法で押えられない。そのかわりに国内の商法改正で押えたらどうかという着想ではないかと思つたのですよ。その場合、まあ議論が分かれてきて、ことに中小企業については非常に外国の株式保有率が高くなる可能性が大企業の場合よりも大きい。だから、中小企業というものに限つてそういうものをやつていいかということになるわけですよ。ですから、もちろん内容が具体的にわかかなければ判断できないと言われますけれども、ただ、私の聞きたいことは、そういうことを外資法

できないものを国内の商法でそういうことが取り締まれるのかどうかということなんですよ。

○説明員(須之部量三君)　ただ非常に形式的な議論を申し上げますと、条約の内国民待遇に抵触する問題、それは特別法であろうと一般法であろうと、それは同じ関係であろうと思います。

したがいまして、今度の法務省で考え
ておられますこの改正というのが何を
ねらいにしておりますのか、外資の支
配を防ぐのか、はたしてほかの目的で
あるのか、その点は私どもとしてはま

だ正式に承知しておらないわけなんでございますが、かりに商法の改正ということができます場合に、結局、先ほどの文理解釈の面からいいますと、規定のしかたいかんによっては内国民

待遇は確保されたままでできるということも可能だということが考えられる。その点が一つ問題点として考えなければならぬ点だということを申し上げた次第でございます。

○木村禮八郎君 ああそうですか。それじゃ、また法務省の人からもう少し具体的な内容を伺って、それからまた御見解を承わる、そういうことにしたいと思ひます。

だ、一問で終えることにいたしますので、少しくその説明をいたしますと、私の取り上げ方というのは、要する

に、いま内航海運は危機に立つておるが、これがとにかく償却もできないという状態になっておるので、もし壊滅滅をするということになれば、日本経済の発展をそれ自体がこの面から阻害される

る、こういう関係であります。すなわち、国内の輸送の面からいいますと、何といつても、まあ百トンかあるいはは二百トン、そんな小さい船が多く集まっているけれども、この輸送量たる

やとても国鉄をしのいでおるのであるし、私鉄なんぞに至ってはおそらくその六十五倍から七十倍ぐらいトンキロにして輸送している、こういうことなのです。

そうすると、まあ別にいまここにもありますけれども、大体いままでの政府の對外融資の關係を考える場合に、普通の輸出入、こういうものと、この海運収入、その赤だ、黒だ、こういう

經常収支のところで議論をされるのです。そつちへばかり政府もどうも目をやり過ぎておるのじゃないか。ところが、日本の貿易それ自体が、一口にいうならば加工貿易、向こうから原料を

もらつてこちらが加工して、そうしてまたさらに輸出をする、と、こういうこととなんです。そういたしますと、この内航海運というものは非常に重要になつてきます。これをコスト安にやら

なければ、輸出も伸びやしない。事實は、陰に隠れているけれども、伸びっこない。ところが、内航海運はまさに危機に立っているというわけでもあります。それであるから、もう

割り高になるといふ原因も探求して、いまのところは国鉄が長距離通減あるいは特別割引、こういうようなことに

うもののはこれは海運のほりが安いので

す。ただ、国鉄がそれができるというのは、政策運賃をきめて、そのあととは別に、税金でまあ早い話がまかなう。財政投融資を行なう。国民の立場からして、税金でいったものが無利子の金になって

みたり、あるいは繰り入れたりと、こ
ういうことと、そのかわり安い運賃で
払われるのだと、差し引きしたら一体
どっちかということになる。本来、国
全体の経済を考える場合には、本来的

にコストの安いほうを育成する、こういうことが一番大切だと思う。これがすべて私は貿易の発展にかかると、同時に、この日本の為替の問題にも大きな影響をする、こういう見方をしてお

で、きょうは時間がありませんから、それをまず……。いま目の前で解決するものは何かというなれば、外航海運向きには日本の港灣施設はできて

いるけれども、内航海運向きというならば、岸壁だってほとんどありはしない、積みおろし荷役設備なんというのには、これもまあゼロに近い、こういうわけなんです。そこで、その面でおそ

ろしく金がかかつてしまふ。もう一つの問題は、皆さん方は大きな会社を対象にしていろいろのことを調べる。そうすると、日本郵船でもなんでも、内航のほうは黒で外航のほうは赤でござい

を何とかしようと、こういふふうに自然になつてくると思う。ところが、それは内情はまるで違ふんであつて、大

な海運会社というものは、内航といつたつて船は持つてやしないんです。幾らかあるけれども、ろくにない。これは下請にやるんですよ、小さい会社へ。そうでしょう。下請にやる。下請

のさやかせぎでもうけるから、大きな海運会社というのは、日本郵船だなんというの、内航は黒になっちゃう。金は使っちゃいない。これは本来中小企業としても大きな問題なんです。こ

の内航海運をささえている中には、親子で船に乗ってやっていると、うのがたくさんある。どうもこの面が政治の場であまり論じられないということは遺憾であつたと思う。そういうことは遺憾であつたと思う。そういうこ

とで、そのほうは、やはり大会社のほうから、船艀料を一向払わない。そのほうが船艀料になつてゐるし、港もたいへん困難になつてゐるし、港灣施設のほうは荷役なんかも一切ないにひとしい。そのほうに運輸省は何で

力を入れないのか。これが危機に立つていれば、さつき言つたとおり、国内輸送、ことに重量物の中で、私の調べでは、少なくとも鉄道のほうが多く輸送しているというのは二品目しかない

はずだ。木材と肥料である。この二つとも山のほうにあるものだから、場所が山のほうにあるから、これは鉄道をよけい使う。あとはセメントだって、コークスだって、石炭だって、何もか

も内航海運のほうがよけいなんです
よ。一周しか言えない時間ですから、
どうしても私の説明が長くなりましな
が、そういうことをもつと真剣に取り
上げなければならぬと思いますけれど

六千五百万トン、それを外国貿易関係と内貿易関係に分けてみますと、外貿易関係は一億四千五百万、内貿易関係は四億二千万トンでございまして、七四％が内貿易関係の貨物でございまして、

そこで、港湾設備についてはどういたしておりますかと申し上げますと、内航と申しまして、大きな汽船から先ほど御指摘がありましたような小さな機帆船までございまして、地方の港湾は大体ごく小型の汽船あるいは機帆船というもので、特に瀬戸内等はそういった港の整備を従来もいたしてまいりましたけれども、一番問題となりましては、大きな港の中の内貿易施設は確かに御指摘のように非常に立ちおくれているわけですね。そこで私どもは、小さい地方の港湾の整備はもちろんいたしますけれども、東京、大阪、神戸、横浜等におきまして、ところの内貿易の港湾施設も今後は大いにやっつけていきたい、かように考えております。

ただいま私どもは港湾の整備五カ年計画を改定の作業中でございますけれども、大体たいてい考えておりますけれども、内貿易関係の施設整備としては、三十九年から五カ年間でございまして、その五カ年間に約一千五百億ぐらいの投資をいたしたいという案をもちまして、これから財務当局ともいろいろ話を進めたいという状況でございまして、御指摘のとおり、内貿易の港湾は大いに整備いたさうというふうに方針をきめております。

御指摘がありました中で、内貿易の港湾はほとんどないと仰せられましたけれども、私どもはさうには考えておりませんで、小さい船の港は全国に約一千ぐらいございまして、これは

それなりの設備をいたしております。ただ、大きい港の中の内貿易施設は、確かに外貿易施設よりはるかに立ちおくれていることは事実でございまして。そういうような観点から、大小合わせまして、内貿易に對する港湾の整備は今後強力に進めたいと思っております。

○天田正君 一問だけで終えると言ったのですから、約束を守って要望だけしておきます。実際ね、だれも、日本の海運のうち小型海運ですね、これが私鉄なんかの七十倍も運んでいるなどということは、おそらく案外知られてないのじゃないか。そういう実情にあつて、しかも、これが中小企業の問題となれば、もつと皆さんも関心を示してくれませんか。ところが、私がさきにも指摘しましたように、実は大きい船舶会社の下請みたいになつてしまつて、その支払い遅延たるやおびただしいものだけれども、これも陸の問題でないから、たくさんさんの量と額を扱いはりながら、やはりその関心が薄い、こういうことになつてくるのです。ですから、大会社は下請で小型を雇つて輸送させる。そうしてさあ船賃は、着船してみたら、さうで、さつぱり支払わない。滞船料は、それは荷主、つまり大会社のほうが、あるいは石炭会社とか鉄鋼会社とか、そういうところなんですねけれども、その荷主のほうで支払うべきものが、航行する普通大船八割ぐらいあれば払はずです、そういうものもさつぱり払わない。みんなこれが、陸の中小企業と同じことで、小型船舶のほうへどんどんしわ寄せになつてくるのです。で、かかる状態を、どうもその改善するために、このほうの努力も私はまだ足ら

ぬと思う。これは私は実はあなた方の立場にも同情している。というのは、相手がなかなか大企業ばかりで、そつちのほうからえらく圧力がかかつてきますからね、これは現実問題として、ですから、確かにやりにくいと思う。しかし、そこをやはり、官僚組織の悪い面ばかりじゃなくて、いい面をひとつ發揮して、中正なる態度で臨んでもらわぬことにはしかたがない。これは別に答弁を求めるのではなくして、

みんな、外航船舶といへば、だれだつて目をつけて、そつちをどつとやるし、まあ早い話が、われわれだつてそつちのほうを議論したほうが、はででいいのですよ。ところが、内航船といふようなことになると、たいへん重要なことになつて、鉄道よりもよけい運んでいるといふことは、おそらくわかつていやしいと思ふ。それで、木材や肥料みたいな山のほうに生産地がある以外は、くどい話ですけれども、それ以外は全部やはり海運にたよつてゐる。でありますから、ひとつ大いに、もうこれから年度の計画でも早く策定をされて、当委員会あるいは運輸委員会等でひとつ報告を願う。皆さん方も世間の関心を高めるようにPRのほうもしていただく。いろいろなことを希望だけいたしておきまして、きようはこれでやめます。

○委員長(新谷實三郎君) 本日はこの程度にとどめておきますが、次回の委員会は十七日(火曜日)午前十時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十一分散会

昭和三十九年三月十九日印刷

昭和三十九年三月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局